

平成 21 年度「日本企業の知的財産戦略・管理のあり方について
—企業のリスクマネジメントの観点から—」に関する業務委託先の公募について

平成 21 年 6 月 3 日
日本機械輸出組合
通商・投資グループ

1. 調査等業務委託目的

当組合知的財産権問題専門委員会では、諸外国の知的財産権制度が保護貿易的手段として利用されることを防止するとともに知的財産権侵害への対策を講じるため、米、欧、アジア及び我が国の知的財産権を巡る諸問題について分析し、問題解決に向けて我が国機械業界の対応策、国際的な調整・協力方策について検討を行っている。特に、近年日本企業がグローバルな競争に打ち勝っていくための知的財産戦略の構築が不可欠となっていることから、同委員会において日本企業の国際競争力強化及び知財リスク回避の観点から知的財産権を巡る諸問題の解決に向けて調査研究を行うとともに、日本企業の知的財産戦略の構築に資する報告書のとりまとめを行う。

2. 調査等業務委託内容及び調査項目

(1) 業務委託内容

- ①知的財産権問題専門委員会への出席及び同委員会の企画・運営、同委員会における審議の取り纏め
- ②知的財産権問題専門委員会委員への意見聴取に基づく課題の整理と分析
- ③知的財産問題セミナーの企画
- ④知的財産権法制度の改善に向けた提言の作成
- ⑤日本企業のリスクマネジメントの観点から見た知的財産権問題の調査研究について、報告書の取りまとめと同委員会での報告を行う。

(2) 調査項目

知的財産権問題専門委員会における検討課題は下記の通り

- ・ 米国特許法改正法案動向、判例動向に関する検討
- ・ 米国パテント・トロール対策についての検討
- ・ 欧州知的財産権問題についての検討
- ・ 中国知的財産権問題と知的財産法改正動向に関する検討
- ・ 中国の模倣品対策の側面から見た中国における意匠権の権利範囲および類似、非類似の判断と実務上の対応策の検討

- ・ 中国裁判の判決後に実行される強制執行手続きの実態・現状と対策について
- ・ 模倣品対策
- ・ インドの知的財産権制度とエンフォースメントについての検討
- ・ 知的財産推進計画2009について
- ・ 技術流出問題に関する検討
- ・ 我が国の知的財産権に関する法改正、制度見直しの動向について
- ・ 著作権法の改正について

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な専門的知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 105 万円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 22 年 3 月 31 日
- ・ 提出物 : 報告書1部、関係資料1部(基本的に電子データで提供)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 弁理士資格を有し、当該事業に関する専門的知識と調査実績等を有していること。
- ・ 企業において模倣品対策を主導的に実施した経験を有すること。
- ・ 海外において企業を代表として知的財産訴訟に参加した経験を有すること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 21 年 6 月 4 日～月 12 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード([WORD 形式はこちら](#)、[PDF 形式はこちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HPに掲載されている場合は、同HPのURL)

8. 審査結果

平成21年6月18日にHPで公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401号室

担当:通商・投資グループ 江川育美

Eメール:egawa@jmcti.or.jp

TEL:03-3431-9348,

FAX:03-3436-6455

以上